

経営者様へのご提案

もしも、経営者様・従業員様が「病気やケガ」で入院をされたら…

売上減少

見舞金

こんな心配はございませんか？



新しく
なった

そこで! 重責を担う経営者様をアフラックがしっかりサポート!

〈ちゃんと応える医療保険EVER〉の 法人契約をオススメします!!

ちゃんと応える
医療保険
EVER

〈ちゃんと応える医療保険EVER〉の特長

- 1 日帰り入院を含めて5日未満の入院なら、一律5日分をお支払いします。
- 2 退院後の通院だけでなく、入院前の通院も保障します! (通院ありプランの場合)

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

ポイント1 在職中の休業保障に!

法人受取の場合: 「売上減少対策」「見舞金」の補填にご活用いただけます。
個人受取の場合: 非課税で給付金受取が可能です。

退職金の一部として現物支給できるんだね!

ポイント2 ご勇退後も保障は一生涯続きます!

法人名義でご契約いただいた医療保障をご勇退時に個人名義の契約に変更できます。



2年払済の場合

〈EVER〉の保障

一生涯保障

法人名義

保険料負担: 法人

名義変更

解約払戻金
相当額[※]で譲渡

個人名義

保険料負担: なし

NEW

法人名義
で契約

保険料
払込期間

2年

以後の払込不要

65歳

払込み時に
損金に
なるんだね!

ポイント3 保険料を全額損金に算入できます!

保険料払込期間は5年・10年払済もお選びいただけます。



※本商品は保険料払込期間終了後に入院給付金日額の10倍の金額の解約払戻金が発生いたします。

本資料の掲載内容は平成29年1月現在の税制によります。今後の税制改正によって変更になる場合がありますので、ご注意ください。具体的な経理処理につきましては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

法人契約における医療保険の税務について

名義変更時の税務

ご紹介プランの場合、一部特約を除き、保険料は全額損金算入となりますので、名義変更時には、解約払戻金相当額がある場合にはその金額を全額雑収入として計上します。個人に対する「無償による譲渡」の場合、解約払戻金相当額が臨時給与として課税対象となります。「退職慰労金の一部として支給」した場合は、退職金の現物支給となり、課税の計算上、他の退職慰労金と合計した上で退職所得控除が適用されます。

※本商品は保険料払込期間中には解約払戻金が発生いたしません。

保険料払込期間終了後に入院給付金日額の10倍の金額の解約払戻金が発生いたします。

※解約払戻金がない保険料払込期間中に法人契約から個人契約に変更する場合には無償で変更ができることとなります。



契約形態		契約者	法人			
		保険料負担者	法人			
		被保険者	役員、従業員 (親族を含む)注1	役員、従業員 (親族を含む)注1・4	役員、または部課長 その他の特定従業員 (親族を含む)注1・3	
		給付金受取人	法人	役員、従業員(親族を含む)		
払込保険料	法人側の 処理	会計処理	損金 (支払保険料または 福利厚生費)注2	損金 (福利厚生費)	損金 (役員給与、従業員給与)	
	被保険者側の 処理	課税関係	非課税	非課税	給与所得として課税対象。 ただし介護医療保険料 控除の対象となる。	
給付金	受取人側の 処理	1.給付金受取人が役員・従業員(親族を含む)の場合 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、所得税、贈与税は課税されません。 2.給付金の受取人が法人の場合 【法人側の税務】 法人が受け取った給付金はいったん法人の雑収入に計上し、見舞金として支出すれば、支出した金額が損金計上され、益金処理した受取給付金と相殺されます。給付金を見舞金として従業員に支給する場合は、それが社会通念上相当の金額と認められる場合には、福利厚生費等として損金処理できますが、過大と認められた場合には、社会通念上相当と認められる金額を超える部分が給与課税の対象となります。注5 【見舞金を受け取った側の税務】 社会通念上相当と認められる金額については非課税ですが、社会通念上相当と認められなかった場合には、社会通念上相当と認められる金額を超える部分が課税対象となります。				

注1:従業員の親族を被保険者として契約し、福利厚生費として損金処理する場合には、法人が経営上特に必要であるということ具体的に明らかにしておく必要があります。

注2:受取人が法人の場合には、被保険者が役員だけであっても、法人が支払った保険料は法人の損金になります。

注3:受取人が役員、従業員(親族を含む)の場合で、役員だけ、又は役員と部課長だけ等のように特定の者だけが経済的利益を受けるとみなされる場合には、法人が支払った保険料は、役員、従業員に対する給与とされ所得税が課されます。

注4:役員または従業員の全部または大部分が同族関係者である法人については、その同族関係者である役員または従業員の給与所得として課税対象となる場合があります。

注5:慶弔見舞金支給規定を作っておく必要があります。

本資料の掲載内容は平成29年1月現在の税制によります。今後の税制改正によって変更になる場合がありますので、ご注意ください。具体的な経理処理につきましては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

ファミリーガード株式会社

〒763-0093 丸亀市郡家町 1829-3

【お問合せ・お申込み】

フリーダイヤル: 0120-82-7577 (担当: 函子)

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95